

平成18年度  
静岡県土砂災害防止法指定検討委員会  
第2回委員会

平成19年3月14日  
静岡県土木部河川砂防総室砂防室

目 次

1. 第1回委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 住民説明会における住民に対する対応方針等・・・・・・・・・・3
3. 地滑り基礎調査マニュアル(案)の策定・・・・・・・・・・10
4. 警戒避難に対する実態と課題、今後の取り組み・・・・・・・・・・20

## 1.第1回委員会の概要

### 第1回委員会の議事

#### 開催日時

平成19年1月24日(水) 14:00～16:00

#### 議事次第

1. 開会
2. 開会の挨拶
3. 委員紹介
4. 平成18年度静岡県土砂災害防止法指定検討委員会の開催趣旨説明
5. 委員長の選出および委員長挨拶
6. 議事
  - ① 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会運営要領の改正
  - ② 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会の概要
  - ③ 基礎調査及び指定に関する考え方
  - ④ 警戒避難体制の整備
  - ⑤ 基礎調査における技術的課題
  - ⑥ 地滑りマニュアル(案)の策定
7. その他
8. 閉会

1

## 1.第1回委員会の概要

### 第1回委員会の質疑応答

第1回委員会の質疑応答の詳細については、別途資料に整理した。(資料-1)

第2回委員会において、さらに審議すべき事項

#### 【指定に向けての住民対応】

指定に向けて、行政と住民が一体となって取り組んで行かなくてはならない。住民との関わり合いを確認するため、住民説明会において説明の内容や説明会の状況等を提示していただきたい。

住民説明会について、これまでの実施状況等を整理し、その結果を第2回委員会へ提示する。

#### 【地滑り基礎調査マニュアル案の策定】

地滑り基礎調査マニュアル案についての当委員会での取り扱いはどのようになるのか。

急傾斜と土石流の基礎調査マニュアルと同様に事務局案の報告という扱いとなる。

第2回委員会ではマニュアル案の概要を報告する。

#### 【警戒避難体制の整備】

今でも指定済の市町で警戒避難体制が整備できない実態と課題を明らかにすべきである。

市町へ警戒避難体制の整備について実態等をヒアリングし、その結果と今後の取り組みを第2回委員会へ提示する。

2

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の内容

#### 1)説明項目

住民説明会では以下の項目についてパワーポイントを使って説明する。

- ① 土砂災害の種類
- ② 県内外の土砂災害の状況
- ③ 基礎調査の方法
- ④ 土砂災害(特別)警戒区域の規制内容

※ 住民説明会で使用したパワーポイントを提示。

#### 2)説明方法

住民説明会は以下の段取りで行う。

- ① 対象区域に掛かる住民、地権者および自治会長を対象とする。
- ② 市町より対象者へ案内を送付する。
- ③ 説明会は、対象者を一同に集め、1)の説明項目を説明し、その後、指定箇所毎にテーブルを分け、それぞれに設定結果図等を広げ、意見がある方は図面を見ながら質疑応答を行う。

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の状況(1)



指定対象となる箇所の関係住民の方を前にパワーポイントで説明を行う。

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の状況（2）

開催日程	市町村	会場	参加者	説明要件
H16.11.30	浜松市	郡田公民館	連合自治会長、関係12町内会長	土砂災害防止法、基礎調査、区域指定について
H16.11.15	国南町	国南町役場	町内自治会長(約40名)	基礎調査着手のための説明会
H16.11.26	三島市	鍾田公民館	警戒区域内の住民、地権者約20名;対象約80名	区域指定(急傾斜3箇所)の説明
H16.12.14	三島市	三島市市民体育館	住民、地権者約15名;対象約20名)	区域指定(急傾斜4箇所)の説明
H16.11.24	静岡市	南沼上集住会会所	町内会長10名	土砂法の説明
H17.1.7	三島市	徳倉公民館	住民約30名;対象約70世帯	区域指定(急傾斜5箇所)の説明
H17.2.10	静岡市	瀬名天谷津公民館	住民約15名	区域指定(急傾斜3箇所、土石流1箇所)の説明
H17.2.14	三島市	徳倉公民館	住民約25名;対象約40名	区域指定(急傾斜3箇所)の説明
H17.2.21	静岡市	瀬名新築公民館	住民約25名	区域指定(土石流1箇所)の説明
H17.10.4	三島市	光ヶ丘公民館	住民約25名	区域指定(急傾斜4箇所)の説明
H17.10.11	三島市	山田公民館	町内会長、住民約20名	区域指定(急傾斜3箇所)の説明
H17.10.12	掛川市	上ノ宮公民館	住民約10名	区域指定(土石流1箇所)の説明
H17.10.26	三島市	沢地公民館	町内会長、住民約30名	区域指定(急傾斜4箇所)の説明
H17.10.28	静岡市	北沼上足ヶ谷公民館	住民13名	区域指定(急傾斜5箇所)の説明
H17.11.14	熱海市	和田木会館	住民、地権者約20名;対象約80名	区域指定(急傾斜4箇所)の説明
H17.11.17	三島市	山田公民館	住民約20名	区域指定(急傾斜3箇所)の説明
H17.12.8	浜松市	八幡自治会館	—	区域指定(土石流2箇所)の説明
H17.12.13	下田市	河内公民館	住民、地権者約25名	区域指定(急傾斜3箇所、土石流1箇所)の説明
H17.12.13	浜松市	浜松市立勤労青少年ホーム	—	区域指定(土石流7箇所)の説明
H17.12.20	富士宮市	麓地区山の家	住民5名	区域指定(土石流3箇所)の説明
H17.1.23	浜松市郡田町	滝沢東公民館	住民、地権者約20名	区域指定(急傾斜5箇所)の説明
H18.1.24	国南町	国南町役場	住民、地権者約25名	区域指定(急傾斜2箇所)の説明
H18.1.27	静岡市	南沼上公民館	住民約25名	区域指定(急傾斜6箇所、土石流5箇所)の説明
H18.1.30	静岡市	瀬名大門公民館	住民約16名	区域指定(急傾斜3箇所、土石流1箇所)の説明
H18.2.2	静岡市	北沼上田ヶ谷公民館	住民約30名	区域指定(急傾斜1箇所、土石流5箇所)の説明
H18.2.3	静岡市	南沼上園地公民館	住民約60名	区域指定(土石流1箇所)の説明
H18.3.10	藤枝市	葉梨西北研修センター	自治会長、住民19名	区域指定(急傾斜6箇所、土石流3箇所)の説明

これまで実施された住民説明会のうち、左記に示す27回について整理した。

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

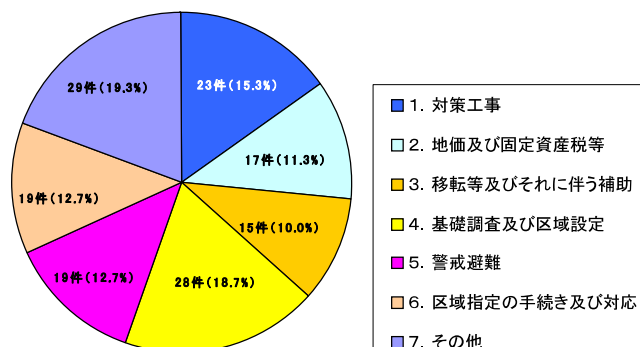
### 住民説明会の意見等（1）

27回の住民説明会で150件の意見、質問があり、大きく以下の7項目に分類される。

- 1. 対策工事:** 指定後の対策工事を実施等についての意見・質問。
- 2. 地価及び固定資産税等:** 区域指定をする事で地価の低下、それに伴い固定資産税の減免についての意見・質問。
- 3. 移転等及びそれに伴う補助:** 移転や建て替え、それに伴う補助についての意見・質問。
- 4. 基礎調査及び区域設定:** 区域設定で考慮する条件や区域形状等についての意見・質問。
- 5. 警戒避難:** 警戒避難体制の内容や連絡体制、避難基準等についての意見・質問。
- 6. 区域指定の手続き及び対応:** 指定に際しての行政の取り組み等についての意見・質問。
- 7. その他:** 上記項目以外の罰則や開発行為等についての意見・質問。

150件の意見等を集約し、その傾向をグラフに示す。

住民説明会における意見および質問事項



## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の意見等（2）

実際の意見等とその回答を以下に示す。

項目	意見・質問	回答
1. 対策工事	指定されれば、工事を実施するのか？（指定＝工事のイメージについて）	土砂災害防止法の目的は砂防工事等の防災工事を行うことではありません。よって、指定されてもすぐに工事を行うとは限りませんが、危険度が高いという観点からいえば、ハード対策の優先度も高いといえます。しかし、事業の実施にあつては、採択基準や予算などの制約から、すぐに工事に着手できるとは限りません。【県版Q&A 対策工事-3】
	斜面保全是個人で負わなければならないのか？行政で保全する方法はないのか？（工事実施の負担について）	急傾斜地法第9条では、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の保全等について以下のように定めています。 ○急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者・管理者・占有者は、その土地の維持管理について急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。 ○急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を除去し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【県版Q&A その他-1】
	指定されても工事すれば解除されるのか？（工事による指定の解除について）	レッドについては施設効果を評価した結果、土砂の衝撃力が弱まれば解除できます。しかし、水俣市の土石流災害のように想定外の被害が出るおそれがあるのでイエローについては残すつもりです。
2. 地価及び固定資産税等	指定することにより地価が下がるのではないのか？（地価について）	土地等の資産価値については、法による制限や売買実例等から総合的に判断され決まるものと考えております。区域指定が、土地の価格に全く影響がないとは言えませんが、区域指定により土地の形状が変更されるものではなく、区域指定前の土地評価が土砂災害の危険性を考慮し評価されていれば、区域指定により直ちに土地価格が低下するものとは考えておりません。なお、現在まで、区域指定により土地価格の低下が確認された事例は聞いておりません。【県版Q&A 補償-2】
	固定資産税の優遇措置はないのか？（地価の減少に伴う固定資産税の減免について）	指定によって地形が変わる訳ではないので、土地の評価が変わるものとは考えていない。課税の評価額に疑問がある場合は個人で課税窓口にご相談して欲しい。土砂法では固定資産税に対する措置はない。
3. 移転及びそれに伴う補助	移転する場合の補助はあるのか？（移転の補助について）	土砂災害防止法第27条により、国及び都道府県は、建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努めるものとされています。このため、移転勧告を受けた者に対し、資金の確保のために必要な情報提供等に努めなければなりません。特別警戒区域等以外の安全な土地への移転のため（建替や補強改築は除く）の資金確保に対する支援措置等には、支援事業や融資制度、特例措置などがあり、それらを参考として下さい。【県版Q&A 移転勧告-2】
	建て替えの援助（補助）はあるのか？（建て替えの補助について）	移転の支援はあるが、補強の補助等はない。（三島市のように）市街地が密集しているところは建て替えせざるを得ないケースが多いと思われる。全国的な施策が移転を基本としているため今後検討が必要です。
	市街化調整区域であり、移転したくてもできない。優遇措置はあるのか？（移転の優遇措置について）	農用地区域への住宅移転はできません。ただし、例外的に農用地区域の変更を行うことにより、住宅移転が可能となる場合がありますので、詳細については、各市町村の農業関係窓口にお問い合わせ下さい。【県版Q&A 移転勧告-1】

7

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の意見等（3）

実際の意見等とその回答を以下に示す。

項目	意見・質問	回答
4. 基礎調査及び区域設定	地質や雨や地震の規模なども考慮しているのか？（区域設定における条件について）	考慮していない。全国統計から求めた区域である。土質調査を実施したからといって明らかでない区域を求めることは難しい。新潟県では岩山が崩れている。
	区域が広すぎる。流域面積が小さく、斜面の高さも低いので土砂が広範囲に到達するとは思えない。（設定区域の大きさについて）	区域は法令に基づいて設定しています。警戒区域（イエロー）は土石が到達するおそれがある範囲を示しており、設定したイエローの範囲に一度に土石が流出するものではありません。地形条件から土石が流出するおそれのある範囲を示したものが警戒区域にあたります。
5. 警戒避難	どのくらいの雨量で避難勧告がだされるのか？（避難基準について）	指定後、市と県で地域防災計画に基づく地区ごとの具体的な避難基準及び避難計画を立案していきます。
	同報無線がない。連絡方法はどのようになるのか？（連絡体制について）	伝達については個別に連絡することは難しいので一斉放送されることになるのかと思われるが、必要な情報伝達手段は、市が整備する必要があると考えられます。
	警戒避難体制の整備は具体的にどのようなことが挙げられるのか？（警戒避難体制について）	まずは、県は住民の方に危険な箇所であることを認識してもらい、適切な時に安全に避難してもらうため、危険箇所表示板の設置やハザードマップの配布などを実施していきます。また、市町では地域防災計画に基づき避難計画等の立案がされていきます。
6. 区域指定の手続き及び対応	指定する際には住民の意見を考慮するのか？（指定前の説明会の実施について）	法的には住民の同意は必要とせず指定できますが、県では住民の方の理解を得るため説明会を開催しています。
	区域指定すると行政は何を行うのか？（区域指定における行政の役割について）	警戒避難体制を整備することと法律で規定されており、大雨等の情報伝達方法等を整備していくことになります。具体的には同報無線が聞き取りにくい地域には戸別受信機やFMの設置等の整備を行います。県では雨や気象予報等の情報を市町を通じて知らせる努力を進めています。
7. その他	罰則はあるのか？	土砂法では特定開発に関する罰則はあります。建築に関しても、都市計画法でも罰則はあります。
	警戒区域内にある用地で今後何らかの開発を行う計画がある。警戒区域内では何か特別な規制あかあるのか？	警戒区域内では特別な規制は掛からないが、不動産取引の際などにはこの区域が警戒区域である旨の説明義務が生じます。なお、近隣にかけ崩れ等の危険箇所が存在する場合、特別警戒区域内に該当する区域は、特定開発行為の許可制や建築物の構造確認等の規制が生じるので注意が必要です。

8

## 2.住民説明会における住民に対する対応方針等

### 住民説明会の課題等

#### 【課題】

- ・土砂災害の体験の有無が指定に向けての理解度の差となっている。
- ・土砂法の指定に伴う影響の懸念(地価の問題等)が根強い地区がある。
- ・指定後に取り組むべき警戒避難体制について十分な説明ができていない。



#### 今後の県、市町の対応

#### 【今後の取り組み】

住民説明会を行政と住民が情報を共有できる貴重な機会と捉え、

- ・県内、または県外の災害事例を参考に、土砂災害の危険性を理解していただくよう努める。
- ・法による規制について、原則を守り、県の意向を明確に示す。
- ・警戒避難体制の行政・住民の役割分担について事前に周知する。

資料一-1 第1回委員会の質疑応答

<p>① 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会の運営要領の改正</p>	<p>事務局による議事説明の概要 平成14～15年度の委員会の運営要領案に修正を加えた。修正内容は以下の通り。 指定を進めていく中で課題について検討していただくため、「基本計画の策定」を削除し、「課題」を付した。</p>	<p>委員からの質疑内容 〈中村委員〉基本計画ができていないので、1基本計画の諸課題1としない、土砂法の諸課題2がなくなっている。 〈井野委員〉施行日が記されていない。</p>	<p>事務局等の回答及び今後の対応方針 〈事務局〉諸課題の前に「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」をつける。 〈土屋委員長〉運営上、最もいい日を定めていただきます。</p>
<p>② 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会の概要</p>	<p>前の委員会は平成14年9月20日から平成16年12月12日にかけて計5回開催され、「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」土砂災害防止法における警戒区域指定等の手引き」基礎調査のモニタリングを策定した。今回はこれまでの区域指定状況を報告するとともに、区域指定や警戒区域指定の整備に際して確認された課題について委員の皆様より助言・意見をいただいた。委員からの解決していただきたい。 ・基礎調査：現在までの進捗は約700箇所、平成26年までに約1,500箇所を完了予定。 ・区域指定：現在までの進捗は10市町で283箇所、平成27年までに約1,500箇所を完了予定。 なお、開発の進展が低い、土砂災害が発生する危険性が高い中山間地域については、警戒区域指定の早期整備が必要であるため警戒区域の指定を先行していく、なお、特別警戒区域については過渡期に進めていく。</p>	<p>〈伊藤委員〉中山間地域のイエロー先行については、前回委員会策定した基本計画を若干変更、書き換えるということか。 〈伊藤委員〉国の立場としては、イエローゾーンを原則同時に指定していただくようお願いしているが、それでイエロー先行した方がいいと考えられたところをお聞かせいただきたい。 〈伊藤委員〉イエローを掛けなくとも従来の危険箇所でも警戒区域に入っていないので個別と考えると、その辺りをお聞きしたいが、基本計画の諸課題に入っていないので個別にお伺いしたいと思う。</p>	<p>〈事務局〉基本計画を書き換えるという趣旨ではない。基本計画の中で指定の全体計画が早期に行われるべきではない。災害の比較的多い中山間地域については警戒区域指定の整備を早期に行うものである。 〈事務局〉中山間地域は開発圧力が弱く、主に現在住まわれている住民に対し、警戒区域を早期に行われるべきではないという県の行政判断で、一部イエロー先行させるという考えである。</p>
<p>④ 警戒区域指定の整備</p>	<p>法第7条の改正内容、土砂災害防止対策基本指針の策定内容について述べ、静岡県における警戒区域指定の取り組み状況を説明した。また、国交省で土砂災害警戒区域ガイドラインの作成を行っている旨を説明した。国の動向を踏まえて静岡県における課題を示した。 ・基礎調査：現在までの進捗は約700箇所、平成26年までに約1,500箇所を完了予定。 ・区域指定：現在までの進捗は10市町で283箇所、平成27年までに約1,500箇所を完了予定。 なお、開発の進展が低い、土砂災害が発生する危険性が高い中山間地域については、警戒区域指定の早期整備が必要であるため警戒区域の指定を先行していく、なお、特別警戒区域については過渡期に進めていく。</p>	<p>〈井野委員〉国交省の資料で、国交省系列で内閣府系列が市町村または都道府県へ情報提供されるように書かれているが、2系列で防犯計画その他へ影響を与えるというところか、もしそうであれば、書かれている矢印を見ると、一方的に市町村が全部受けることになっている。 〈井野委員〉自主防災では2004年の福井豪雨後、自主防災は全ての災害に対応しなければならぬという考え方が変わった。危険箇所を知らしめる事で、DIGを作成する時の参考となる。 〈大橋委員〉静岡県では地域防犯計画の修正を考えており、土砂災害対策についても修正を行う。(2月19日に防災会議を実施する。)</p>	<p>〈事務局〉この趣旨は、土砂災害防止法に關する部分で、地域防犯計画等の修正に關するものが静岡県にも市町村にも及んでくるということである。一方、内閣府の内容が地域防犯計画等に反映されるべきかどうかということである。</p>
<p>⑤ 基礎調査における技術的課題 1. 長大斜面における土砂災害警戒区域等の取り扱い 2. 土砂災害警戒区域が成範囲になる場合の取り扱い</p>	<p>過去の斜面崩壊の災害実態をもとに、災害が発生しうる斜面高さを整理し、県の傾向を示した。 災害実態と土砂災害警戒区域との比較結果を示した。</p>	<p>〈大橋委員〉警戒区域指定の整備が、なぜできていないのかという説明が無かった。これは大事なところだと思う。 〈中村委員〉警戒区域指定の整備が、なぜできていないのかという説明が無かった。これは大事なところだと思う。 〈中村委員〉警戒区域指定の整備が、なぜできていないのかという説明が無かった。これは大事なところだと思う。</p>	<p>〈事務局〉地域防犯計画への記載については事例が無く、各市で独自に考え作成しているのが現状である。県としては基本を示さなければならぬと思う。 <b>※市町へのヒアリングを実施し、次回委員会の議題とする。</b></p>
<p>3. 他法令で定められた箇所に土砂災害防止法の指定がつかない場合の取り扱い</p>	<p>宅遣法と土砂法の比較し、違いを示した。</p>	<p>〈土屋委員長〉基本的には、長大斜面であってもどこまでとなくはけいけないが、実際の山の上まで対象とすべきかどうかという意見が出されている。 〈土屋委員長〉指定において、明らかにおかしいと思われるものには県や技術者の判断をいれ、解決できないかと考えている。</p>	<p>〈事務局〉他県では割り切った斜面全体を対象にしている。 <b>※静岡県では斜面全体を対象とする。</b> 〈事務局〉例えば土石流では、地形状況等により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域は除外しても良いとなっている。静岡県は基礎調査マニュアルの中で決めて調査されている。 〈中村委員〉法の解釈から言うと、割らないだろうとしたとき、実際に被害が起きたときには県の責任が発生する。実際に土石流等が来ないで撤去された理由があればよいが、やはり県が責任を負うべきである。 <b>※静岡県では法の主旨に基づき警戒区域を指定し、流域面等での区域の修正は行わない。</b></p>
<p>⑥ 地滑りマニュアル(案)の策定</p>	<p>地滑り基礎調査マニュアルを作成するにあたり、検討項目と静岡県内の傾向、基礎調査の概要を示した。</p>	<p>〈中村委員〉マニュアルは何のためにやるのか？ 〈伊藤委員〉地滑りマニュアルは、完成までこの委員会で内容をチェックしていくというところか？ 〈中村委員〉この委員会は前回かやったり終わりにするの、または、復活するのか、組織としては、委員会を終わらせると立ち上げの議論をしなければならぬ。</p>	<p>〈事務局〉地滑り現象の指定に向けて、基礎調査の方向を基本化する。 〈事務局〉地滑りマニュアルは、基礎調査と土石流のマニュアルと同様に事務局の報告という扱いとさせていただきます。 <b>※マニュアルが未定であることから、次回委員会の議題とする。</b></p>
<p>その他</p>	<p>全面的な資料では住民に開示されているか、どういった資料を使っているか、その時の説明書はどのような状況か、といった情報を提示していただきたい。</p>	<p>〈事務局〉今後、事務局で解決できないような諸課題ができた場合は委員会には委員会の開催という形で再開させていただきたいと考えている。また、委員の職務が単年度になっているため、開催の期に集まることがないことになる。 <b>※住民説明会について整理し、次回委員会の議題とする。</b></p>	<p>〈事務局〉今後、事務局で解決できないような諸課題ができた場合は委員会には委員会の開催という形で再開させていただきたいと考えている。また、委員の職務が単年度になっているため、開催の期に集まることがないことになる。 <b>※住民説明会について整理し、次回委員会の議題とする。</b></p>